

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障発0330第16号 平成24年3月30日	障発0330第16号 平成24年3月30日
【一部改正】障発0329第20号 平成25年3月29日	【一部改正】障発0329第20号 平成25年3月29日
【一部改正】障発0930第2号 平成25年9月30日	【一部改正】障発0930第2号 平成25年9月30日
【一部改正】障発1226第4号 平成26年12月26日	【一部改正】障発1226第4号 平成26年12月26日
【一部改正】障発0331第26号 平成27年3月31日	【一部改正】障発0331第26号 平成27年3月31日
【一部改正】障発0330第12号 平成28年3月30日	【一部改正】障発0330第12号 平成28年3月30日
【一部改正】障発0331第17号 平成29年3月31日	【一部改正】障発0331第17号 平成29年3月31日
【一部改正】障発0330第5号 平成30年3月30日	【一部改正】障発0330第5号 平成30年3月30日
【一部改正】障発0327第31号 平成31年3月27日	【一部改正】障発0327第31号 平成31年3月27日
【一部改正】障発0330第3号 令和3年3月30日	【一部改正】障発0330第3号 令和3年3月30日
【一部改正】障発0331第5号 令和4年3月31日	【一部改正】障発0331第5号 令和4年3月31日
【一部改正】障発0802第8号	【最終改正】障発0802第8号

改 正 後	現 行
令和4年8月2日 <u>【最終改正】ニ支障第94号</u> 令和6年3月29日	令和4年8月2日
都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長	都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知  児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知  児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行

改 正 後	現 行
<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p><u>別に定める場合を除き、この1において、児童発達支援には、旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定児童発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。</u></p>	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p>

7

改 正 後	現 行
<p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、特別地域加算及び、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（時間区分1、医療的ケア区分3、利用定員が71人以上80人以下で2,873単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965  <math display="block">2,873 \text{単位} \times 965 / 1000 = 2,772.445 \rightarrow 2,772 \text{単位}</math> </li> <li>● 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70  <math display="block">2,772 \text{単位} \times 0.70 = 1,940.4 \rightarrow 1,940 \text{単位}</math> </li> </ul> <p>※<math>2,873 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 1,940.7115</math>として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>	<p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（難聴児の場合、利用定員が21人以上30人以下で1,191単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965  <math display="block">1,191 \text{単位} \times 965 / 1000 = 1,149.315 \rightarrow 1,149 \text{単位}</math> </li> <li>● 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70  <math display="block">1,149 \text{単位} \times 0.70 = 804.3 \rightarrow 804 \text{単位}</math> </li> </ul> <p>※<math>1,191 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 804.5205</math>として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>

8

改 正 後	現 行
<p>童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p> <p>(四) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p> <p>(五) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができるとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うこと。</p> <p>(六) 当該加算（（五）を含む。）については、通所報酬告示第1の8の3の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。</p> <p>(七) 共生型児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。</p> <p>⑫の3 集中的支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の8の3の<u>4の</u>集中的支援加算（1）については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の3において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取</p>	

改 正 後	現 行
<p>り扱うこととする。</p> <p>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児童への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。</p> <p>（一）本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を適用して助言援助等を受けた日に行われること。</p> <p>（二）集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</p> <p>ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定児童発達支援事業所のアセスメントを行うこと。</p> <p>イ 広域的支援人材と指定児童発達支援事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑫の3において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。</p> <p>ウ 指定児童発達支援事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（⑫の2の強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。</p>	

改 正 後	現 行
<p>エ 指定児童発達支援事業所が、<u>広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。</u></p> <p>オ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること。</p> <p>カ 当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること。</p> <p>(三) 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。</p> <p>(四) 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。</p> <p>(五) 指定福祉型障害児入所施設は、<u>広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p>⑫の4 人工内耳装用児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の8の4の人工内耳装用児支援加算については、難聴児のうち人工内耳を装用する障害児（以下「人工内耳装用児」という。）に対して、医療機関等との連携の下で、言語聴覚士により指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 人工内耳装用児支援加算（I）</p> <p>以下のいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援給付</p>	(新設)

89

改 正 後	現 行
<p>費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を1以上配置（常勤換算による配置）していること。</p> <p>イ 聴力検査室を設置していること。ただし、支援に支障がない場合は、併設する他の設備に兼ねることができる。</p> <p>ウ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。</p> <p>エ 人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。</p> <p>オ こどもが日々通う保育所や学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（以下この⑫の4において単に「関係機関」という。）の関係者に対して、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。</p> <p>カ 関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。</p> <p>キ オ又はカの取組を行った場合には、当該取組の実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。</p> <p>(二) 人工内耳装用児支援加算（II）</p> <p>以下のいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。</p> <p>イ 関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に關</p>	

90

改 正 後	現 行
<p>) を配置すること。</p> <p>カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名以上配置すること。</p> <p>キ 運営規程に定める営業時間が6時間以上であること。</p> <p>ク 児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハを算定する場合</p> <p>ア 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上あり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。</p> <p>イ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>ウ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>エ 延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、2</p>	<p>通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上あり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>エ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員</p>

105

改 正 後	現 行
<p>人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。</p> <p>オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名以上配置すること。</p> <p>カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>⑯の2 関係機関連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブその他の障害児が日常的に通う施設（以下この⑯の2において「保育所等施設」という。）又は障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この⑯の</p>	<p>（直接支援業務に従事する者に限る。）が1名以上配置していること。</p> <p>（新設）</p> <p>エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>⑯の2 関係機関連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

106

改 正 後	現 行
<p><u>⑯の 5 共生型サービス医療的ケア児支援加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の12の5の共生型サービス医療的ケア児支援加算について、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 共生型児童発達支援事業所において、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑯の5において同じ。)を1以上配置し、医療的ケア児に対して、必要な医療的ケアに対応しながら、共生型児童発達支援を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 地域に貢献する活動を行っている共生型児童発達支援事業所であること。当該活動の具体的な内容としては、地域住民へ医療的ケア児に対する理解を促進する啓発活動、地域の交流の場の設置(開放スペースや交流会等により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等)、保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援、地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催、地域のボランティアの受入や地域活動の実施など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動すること。</u></p> <p><u>(三) 医療連携体制加算を算定している場合については、算</u></p>	<p>ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ケ 相談支援等による移行先への支援 ミ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流 (新設)</p>

117

改 正 後	現 行
<p><u>定できない。</u></p> <p><u>⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u></p> <p><u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・接障局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p>	<p><u>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u></p> <p><u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年7月22日付け障障発0722第1号厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</u></p> <p><u>(2) 医療型児童発達支援給付費</u></p> <p><u>① 家庭連携加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の⑤を準用する。</u></p> <p><u>② 事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の2の2のイの事業所内相談支援加算(Ⅰ)については、2の(1)の⑥を準用する。</u></p> <p><u>③ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の2の2のロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、2の(1)の⑥の2を準用する。</u></p> <p><u>④ 食事提供加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の3の食事提供加算については、2の(1)の⑦を準用する。</u></p>

118

改 正 後	現 行
(削る)	<p>員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p>
(削る)	<p>(二) 看護職員加配加算（II）</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p>
(削る)	<p>(三) (一) 及び (二) については、いずれか1つを算定すること。</p>
(削る)	<p>(四) 就学児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、2の(1)の④の3の(五)を準用する。</p>

127

改 正 後	現 行
⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注104の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。	⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。
⑥ 家族支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の2の家族支援加算については、2の(1)の⑤を準用する。	⑥ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の⑤を準用する。
⑦ 子育てサポート加算の取扱い 通所報酬告示第3の2の2の子育てサポート加算については、2の(1)の⑥を準用する。	⑦ 事業所内相談支援加算（I）の取扱い 通所報酬告示第3の2の2のイの事業所内相談支援加算（I）については、2の(1)の⑥を準用する。
(削る)	⑧ 事業所内相談支援加算（II）の取扱い 通所報酬告示第3の2の2のロの事業所内相談支援加算（II）については、2の(1)の⑥の2を準用する。
⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。	⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。
⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の4の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。	⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の4の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。
⑩ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第3の5の欠席時対応加算については、2の(1)の⑪を準用する。	⑪ 欠席時対応加算（I）の取扱い 通所報酬告示第3の5のイの欠席時対応加算（I）については、2の(1)の⑪を準用する。
(削る)	⑫ 欠席時対応加算（II）の取扱い 通所報酬告示第3の5のイの欠席時対応加算（II）については、以下とおり取り扱うこととする。

128

改 正 後	現 行
	<p>(一) 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。こうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。</p> <p>(三) 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとする。</p> <p>(四) 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>⑪ 専門的支援実施加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の6の専門的支援実施加算については、2の(1)の⑪を準用する。なお、2の(1)の⑪の(四)のうちに規定する専門的実施加算の月の算定期限回数については、以下のとおりとすること。</p> <p>障害児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回      障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回      障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回</p> <p>⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の6号の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的支援人材養成研修の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下この⑫において「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成さ</p>	<p>⑪ 特別支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の6の特別支援加算については、2の(1)の⑪を準用する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
一ト等の見直しを行うこと。	
(四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができるとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。	
(五) (一)、(二)及び(四)については、通所報酬告示第3の6の3の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。	
(六) 共生型放課後等デイサービス事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。	
⑪の2号 集中的支援加算の取扱い	(新設)
通所報酬告示第3の6の3のイの集中的支援加算(1)については、2の(1)の⑪の3を準用する。	
⑪の3 人工内耳装用児支援加算の取扱い	(新設)
通所報酬告示第3の6の4の人工内耳装用児支援加算については、2の(1)の⑪の4の(2)を準用する。	
⑪の4 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い	(新設)
通所報酬告示第3の6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、2の(1)の⑪の5を準用する。	

改 正 後	現 行
⑪の5 個別サポート加算(I)の取扱い	⑪の2 個別サポート加算(I)
通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算(I)については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表(270号告示の8の4の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。)のうち、以下の(一)又は(二)に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。	通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算(I)については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表(270号告示の8の4の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。)のうち、以下の(一)又は(二)に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。
(一) 通所報酬告示第3の7のイの(1)を算定する場合 就学児サポート調査表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。  なお、通所報酬告示第3の7のイの(1)を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置(常勤換算に限らない単なる配置で可)し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算すること。	(一) 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。  (二) 270号告示の8の4の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。
(二) 通所報酬告示第3の7のイの(2)を算定する場合 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。	
(三) 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支	

改 正 後	現 行
	する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
	イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。
	ウ 就学児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
	エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。
	(新設)
	⑦ 保育・教育等移行支援加算の取扱い
	通所報酬告示第3の10の <u>4</u> の保育・教育等移行支援加算については、2の（1）の⑯の4を準用する。
	⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い
	通所報酬告示第3の11、12及び13の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑯を準用する。

改 正 後	現 行
用する。	
(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費	(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費
① <u>居宅訪問型児童発達支援の提供時間について</u>	① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）</u> については、 <u>障害児通所支援事業、障害児相談支援事業</u> 若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は <u>障害児入所施設</u> 又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の（一）又は（二）のいずれかの職員が配置されているものとして <u>都道府県知事に届け出た事業所</u> について加算するものであること。
居宅訪問型児童発達支援の提供時間については、第二の1の（3）を準用する。	(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 (二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者
(削る)	
(削る)	
② 特別地域加算の取扱い	② 特別地域加算の取扱い

改 正 後	現 行
<p>出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。</p> <p>(三) 実践研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者（以下「基礎研修修了者」という）が支援計画シート等に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。</p> <p>(四) 実践研修修了者は、原則として1月に1回以上の頻度で当該算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p> <p>当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、対象となる児童の居宅を訪問し、行うことが望ましいが、基礎研修修了者が行う支援の様子を実践研修修了者がオンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録を実践研修修了者が確認する方法としても差し支えない。</p> <p>(五) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p> <p>③ 通所施設移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援</p>	<p>③ 通所施設移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援</p>

155

改 正 後	現 行
<p>事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。</p> <p>(二) 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費 ① 保育所等訪問支援の提供時間について 保育所等訪問支援の提供時間については、1の(3)を準用する。</p> <p>② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</p>	<p>事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。</p> <p>(二) 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費 ① 訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</p> <p>② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</p>

156

改 正 後	現 行
<p>②の2 訪問支援員特別加算の取扱い</p> <p>(一) 通所報酬告示第5の1の2の訪問支援員特別加算について、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他のこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって、訪問支援員特別加算(I)又は(II)ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの。</p> <p>【訪問支援員特別加算(I)】</p> <p>以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者</p> <p>【訪問支援員特別加算(II)】</p> <p>以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <p>③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等(指定保育所等訪問支援の他、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む。)の業務に従事した期間</p>	(新設)

157

改 正 後	現 行
<p>くは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等(指定保育所等訪問支援の他、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む。)の業務に従事した期間</p> <p>(二) 本加算の算定に当たって、①、②又は③に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。なお、③の期間は、①又は②の期間に含めることが可能である。</p> <p>例：理学療法士の資格取得後8年間障害児通所支援事業に従事した者が、その間4年間指定保育所等訪問支援の業務に従事した場合、加算の算定に当たっては①を8年又は③を4年として取り扱う(計12年とはしない。また、8年から4年を除いて①を4年とはしない)。</p> <p>(三) 当該職員が実際に保育所等訪問支援を実施するにあたり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。</p> <p>②の2 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の3の特別地域加算について は、2の(4)の②を準用する。</p>	<p>② 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算について は、2の(4)の②を準用する。</p>

158

改 正 後	現 行
<p>③ 初回加算の取扱い  <u>通所報酬告示第5の1の3の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u>        (一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。          ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。        (二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。        (三) <u>初回加算を算定する場合に、当該月について児童発達支援管理責任者の同行による多職種連携支援加算の算定はできないこと。この場合であっても、他の複数職種による多職種連携加算の算定は可能であること。</u>        ④ 家族支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第5の1の4の家族支援加算については、2の(4)の②の3を準用する。</u>          なお、本加算が算定される相談援助については、指定保育所</p>	<p>③ 初回加算の取扱い  <u>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u>        (一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。          ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。        (二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。        (新設)</p>

159

改 正 後	現 行
<p>等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。</p> <p>④の2 多職種連携支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第5の1の5の多職種連携支援加算については、2の(4)の②の4を準用する。</u>        ④の3 ケアニーズ対応加算の取扱い  <u>通所報酬告示第5の1の6のケアニーズ対応加算については、ケアニーズの高い障害児のインクルージョンを推進していく観点から、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</u>        (一) 対象となる児童は以下のとおりである。        ア 重症心身障害児        イ 身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）        ウ 重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）        エ 精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）</p>	<p>児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。          なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p>(新設)</p>

160

改 正 後	現 行
<p><b>才 医療的ケア児</b></p> <p>(二) 事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を1以上配置すること。なお、訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと。</p> <p>④の4 強度行動障害児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の7の強度行動障害児支援加算については、2の(4)の②の5を準用する。</p> <p>④の5 関係機関連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の8の関係機関連携加算については、訪問先の施設に加えて、障害児の状況等に応じて連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この④の5において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、会議を開催等して児童相談所等関係機関と情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>(二) (一)の会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p>	(新設)

161

改 正 後	現 行
<p>機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>(三) 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。</p> <p>(四) (一)の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、児童相談所等関係機関と連携した支援の提供を進めること。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めること。</p> <p>(五) 本加算及び通所報酬告示第1の12のハ又は同告示第3の10の2のハについて、児童発達支援又は放課後等デイサービスとの多機能型事業所の場合、合わせて月1回の算定を限度とする。</p> <p>また、当該多機能型事業所の場合であって、加算対象児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求められる児童相談所等との情報連携に対しては、本加算を算定しない。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p>	

162

改 正 後	現 行
<p>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(6) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費</p> <p>① 主として難聴児経過的児童発達支援給付費について</p> <p>(一) 旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を支給すること。</p> <p>なお、障害児の時間区分及び医療的ケア区分により、算定する単位が異なるが、当該取扱いは1の(3の2)及び(4の2)を参照すること。</p> <p>(二) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について</p> <p>通所報酬告示別表2第1の1の注5の開所時間減算について、2の(1)の①(六)を準用する。</p> <p>② 人工内耳装用児支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の1の注10の人工内耳装用児支援加算については、2の(1)の⑩の4の(一)を準用する。</p> <p>なお、本加算の算定に必要な言語聴覚士の配置は加配ではなく</p>	<p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(新設)</p>

163

改 正 後	現 行
<p>い点に留意すること。</p> <p>③ 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の1の注11の児童指導員等加配加算については、2の(1)の④を準用する。</p> <p>④ 専門的支援体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の1の注12の専門的支援体制加算については、2の(1)の④の2を準用する。</p> <p>⑤ 家族支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の2の家族支援加算については、2の(1)の⑤を準用する。</p> <p>⑥ 食事提供加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の3の食事提供加算については、2の(1)の⑦を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の5の福祉専門職員配置等加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑨ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の6の栄養士配置加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示別表2第1の7の欠席時対応加算については、</p>	

164

改 正 後	現 行
<p>2の(1)の⑪の(一)及び(二)を準用する。</p> <p>⑪ 専門的支援実施加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の8の専門的支援実施加算について</u>  <u>は、2の(1)の⑫を準用する。</u></p> <p>⑫ 強度行動障害児支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の9の強度行動障害児支援加算につ</u>  <u>いては、2の(1)の⑬の2を準用する。</u></p> <p>⑬ 集中的支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の10の集中的支援加算については、</u>  <u>2の(1)の⑭の3を準用する。</u></p> <p>⑭ 個別サポート加算(II)の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の11の個別サポート加算(II)につ</u>  <u>いては、2の(1)の⑮の7を準用する。</u></p> <p>⑮ 入浴支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の12の入浴支援加算については、2</u>  <u>の(1)の⑯の8を準用する。</u></p> <p>⑯ 医療連携体制加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の13の医療連携体制加算について</u>  <u>は、2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>⑰ 送迎加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の14の送迎加算については、2の</u>  <u>(1)の⑯の(四)から(六)までを準用する。</u></p> <p>⑯ 延長支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の15の延長支援加算については、2</u></p>	

165

改 正 後	現 行
<p>の(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑯ 関係機関連携加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の16の関係機関連携加算について</u>  <u>は、2の(1)の⑰の2を準用する。</u></p> <p>⑰ 事業所間連携加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の17の事業所間連携加算について</u>  <u>は、2の(1)の⑯の3を準用する。</u></p> <p>⑯ 保育・教育等移行支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示別表2第1の18の保育・教育等移行支援加算に</u>  <u>ついては、2の(1)の⑯の4を準用する。</u></p> <p>⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇  <u>改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱</u>  <u>い</u>  <u>通所報酬告示別表2第1の19-20及び21の福祉・介護職員等</u>  <u>処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・</u>  <u>介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の</u>  <u>⑯を準用する。</u></p> <p>(7) 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費</p> <p>① 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費について      (一) 旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援セ</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>ンターにおいて重症心身障害児に対し行う指定児童発達      支援については、令和9年3月31日までの間、主として      重症心身障害児経過的児童発達支援給付費を支給するこ      と。</p>	

166

改 正 後	現 行
<p>の（1）の⑫の8を準用する。</p> <p>⑯ 医療連携体制加算（VII）の取扱い 通所報酬告示別表2第2の13の医療連携体制加算（VII）については、2の（1）の⑩の（一）から（四）までを準用する。</p> <p>⑰ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の14の送迎加算については、2の（1）の⑪の（四）から（六）までを準用する。</p> <p>⑯ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の15の延長支援加算については、2の（1）の⑫の（二）を準用する。</p> <p>⑯ 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の16の関係機関連携加算については、2の（1）の⑬の2を準用する。</p> <p>⑯ 事業所間連携加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の17の事業所間連携加算については、2の（1）の⑭の3を準用する。</p> <p>⑯ 保育・教育等移行支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の18の保育・教育等移行支援加算については、2の（1）の⑮の4を準用する。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第2の19、<del>20及び21</del>の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・</p>	

169

改 正 後	現 行
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の（1）の⑯を準用する。</p> <p>（8） 医療型経過的児童発達支援給付費      ① 医療型経過的児童発達支援給付費について 旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、医療型経過的児童発達支援給付費を支給すること。 なお、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援の提供時間については、1の（3）を準用する。</p> <p>② 家族支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第3の2の家族支援加算については、2の（1）の⑤を準用する。</p> <p>③ 子育てサポート加算の取扱い 通所報酬告示別表2第3の3の子育てサポート加算については、2の（1）の⑥を準用する。</p> <p>④ 食事提供加算の取扱い 通所報酬告示別表2第3の4の食事提供加算については、2</p>	（新設）

170

改 正 後	現 行
<p>通所報酬告示別表2第3の16の事業所間連携加算については、2の(1)の⑯の3を準用する。</p> <p>⑯ 保育・教育等移行支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第3の17の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑯の4を準用する。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示別表2第3の18、19及び20の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② 日中活動支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の日中活動支<del>持</del>加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。以下</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② 職業指導員加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算すること</p>

173

改 正 後	現 行
<p>この②において同じ。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設において、以下の（一）から（四）までに掲げる取組を行った場合に加算するものであること。</p> <p>（一） 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設における日中活動のプログラムとして、入所する全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休みにおける日中活動計画並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動計画を1月ごとに作成していること。</p> <p>（二） 日中活動計画の作成に当たっては、以下の点に留意すること。 ア 日中活動計画は、施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、入所する児童の将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮したものとすること。 イ 日中活動の内容を検討するに当たっては、入所する児童の意見を考慮することとし、施設内の活動の他、施設外での活動についても検討すること。 ウ 未就学児を対象とした日中活動計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）におけるこどもの活動等の記載を参考に作成すること。 エ 学卒後の児童を対象とした日中活動計画については、当該児童の地域における生活への移行を見据え、就労移行支</p>	<p>ととしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

174

改 正 後	現 行
<p>⑧の2 看護職員配置加算（II）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（II）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の（四五）を準用する。</p> <p>（一）主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二）主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑨の3 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対する障害児への関わり方に關する助言を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>⑧の2 看護職員配置加算（II）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（II）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、第二の2（1）の④の3の（五）を準用する。</p> <p>（一）主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二）主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑨の3 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

181

改 正 後	現 行
<p>（一）入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定すること。</p> <p>（二）通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</p> <p>イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>⑩の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の（一）から（六）に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画</p>	<p>（一）入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置（常勤換算による算定）している場合に算定すること。</p> <p>（二）通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</p> <p>イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>⑩の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の（一）から（六）に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画</p>

182

改 正 後	現 行
<p>て必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害児の療養を施設内で行うことと評価するものである。</p> <p>(二) 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じてこども家庭庁長官が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。</p> <p>(三) 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プロトコル）の徹底。ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考すること。</p> <p>⑯ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p>	<p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p>

209

改 正 後	現 行
<p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い 入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p>	<p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い 入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p>

210

改 正 後	現 行
<p>入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算について は、第二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p><u>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のと おり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を 図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであ ること。</p> <p>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図る ために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児 童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算 定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定 発達支援医療機関について加算するものであること。</p> <p><u>⑦ 地域移行加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬ を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合につ いては、入所中は算定できないものであること。</p> <p><u>⑦の2 家族支援加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の3の3の家族支援加算は、(1)の⑭の 2を準用する。</p> <p><u>⑦の3 移行支援関係機関連携加算の取扱い</u></p>	<p>入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算について は、第二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p><u>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のと おり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を 図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであ ること。</p> <p>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図る ために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算するものであること。</p> <p><u>⑦ 地域移行加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を 準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、 入所中は算定できないものであること。</p> <p>(新設)</p>

213

改 正 後	現 行
<p>入所報酬告示第2の4の2の移行支援関係機関連携加算は、 (1)の⑯の3を準用する。</p> <p><u>⑦の4 体験利用支援加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の4の3の体験利用支援加算は、(1)の ⑯の4を準用する。</p> <p><u>⑦の5 要支援児童加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の4の4の要支援児童加算は、(1)の⑯ の2を準用する。</p> <p><u>⑦の6 集中的支援加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の4の5の集中的支援加算は、(1)の⑯ の3を準用する。</p> <p><u>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算について は、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p><u>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇 改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱 い</u></p> <p>入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員等処遇改 善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職 員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の ⑯を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談 支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算について は、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善 加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員等処遇改善 加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職 員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯ を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生 労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）</p>

214